

船舶インシデント調査報告書

令和6年1月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年7月30日 04時40分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市太島北北東方沖 鞍掛島灯台から真方位290° 1.7海里付近 (概位 北緯34°41.8′ 東経134°36.3′)
インシデントの概要	プレジャーボートSSPは、航行中、船外機の推進力が得られなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年8月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート SSP、5トン未満（長さ6.80m） 232-30181兵庫、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力110.3kW、回転数毎分6,000、4気筒、ボア87mm、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、平成10年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 0.3m 日出時刻：05時10分ごろ、常用薄明開始時刻：04時35分ごろ
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣り場に向けて航行中、速力が低下して進まなくなった。 船長は、船外機の回転数を上げたところ、回転数は上昇するが推進力を得られなかったため、航行不能と判断して錨泊し、118番通報して救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇により兵庫県たつの市所在のマリーナへえい航された。 本船は、えい航された後、整備業者が船外機のプロペラを点検したところ、プロペラ軸とプロペラとの間に圧入されているラバーブッシュ（以下「本件ラバーブッシュ」という。）が経年劣化により破損し、プロペラ軸の回転力をプロペラに伝達することができず、推進力が得られなくなっていることが判明した。 船長は、令和4年6月に船外機を新替えした際、整備業者に依頼してプロペラを新替え前の船外機から付け替えたので、本件ラバーブッシュも整備業者により点検されていて、プロペラをすぐに整備する必要はないと思っていたが、整備業者は、船長の依頼どおりプロペラを

	付け替えたが、本件ラバーブッシュは点検していなかった。
分析	本船は、本件ラバーブッシュの点検が行われていなかった状況下、航行中、本件ラバーブッシュが経年劣化により破損したことから、プロペラ軸の回転力をプロペラに伝達することができなくなり、運航不能になったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、本件ラバーブッシュの点検が行われていなかった状況下、航行中、本件ラバーブッシュが経年劣化により破損したため、プロペラ軸の回転力をプロペラに伝達することができなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者は、定期的に船外機のプロペラ軸とプロペラとの間に圧入されているラバーブッシュを点検し、必要に応じてラバーブッシュを交換すること。